

《 事務所ニュース 2015年3月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

厚生年金逃れ 疑い80万社 平成27年2月23日 (読売新聞)

厚生年金への加入を違法に逃れている疑いの強い中小零細企業が約80万社にのぼることが、厚生労働省が国税庁から情報提供を受けて行った調査で明らかになった。厚生労働省と日本年金機構は新年度の4月以降、強力な指導に乗りだし、応じなければ立ち入り検査も実施した上で、強制的に加入させる方針だ。勤め先の加入逃れで厚生年金に入れない人は数百万人にのぼる可能性があり、老後の貧困を防ぐため本格的な対策に乗り出す。厚生年金は原則として、フルタイムの従業員がいる法人の全事業所と、従業員5人以上の個人事業所に加入義務がある。だが、事業所が厚生年金保険料（給与の17.474%）の半分を負担しなければならないことから、会社を設立しても加入しない事業所が後を絶たない。事業所が加入していないと、従業員は国民年金保険料（月1万5250円）を自分で納めるだけになり、老後は基礎年金しか受け取れないことになる。国税庁は、従業員の所得税を給与天引きで国に納めている法人事業所を約250万か所把握している。このうち厚生年金に加入しているのは約170万か所だけ。残る約80万の事業所は加入を逃れている可能性が高い。厚生労働省はすでに国税庁から所在地などの情報提供を受け、未加入事業所を割り出す作業を進めている。新年度からは日本年金機構が3年間かけて、新たな加入対策を行う方針だ。厚生年金保険法には加入逃れ事業所に対する立ち入り検査と、拒んだ場合の罰金（6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金）などが規定されている。こうした強制措置を背景に、同機構の担当者が各事業所を訪問して加入を指導。臨時職員などを確保する事業費101億円を盛り込んだ。同機構は従来、法務省の法人登記簿の情報などをもとに加入逃れ事業所を推定していた。休眠中の会社などが多いため効率が悪く、加入逃れの疑いがある事業所を約35万か所しか把握できていなかった。新たに把握できる事業所は稼働している可能性が高く、経営者が「休業中」と言い逃れをしても、給与を払っている事実を突きつけることが可能だ。これにより従業員は老後に基礎年金だけでなく厚生年金も受給できるようになり、

対策では新たに加入する事業所は多くても年2万か所程度だったが、同機構は大幅増を目指す方針だ。

年次有給休暇5日消化を事業所に義務付けへ

労働政策審議会（厚生労働大臣の諮問機関）は2月13日、年5日の年次有給休暇を労働者に消化させることを企業に義務づけるなど、今後の労働日時間法制等の在り方について、厚生労働大臣に対し、建議を行いました。それによると、年次有給休暇をほとんど取得していない労働者については長時間労働者比率が高い実態にあることを踏まえ、年5日以上有給休暇の取得が確実に進むような仕組みを導入することが重要だと指摘しています。そのためには、年次有給休暇の付与日数が10日以上である労働者を対象に、有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季指定しなければならないことを労働基準法に規定することが適当であるとしています。ただし、労働者自らが時季指定した場合や、既存の制度による計画的付与がなされた場合は、その日数に応じて指定すべき日数が減じられ、または義務から解放されるとしています。また、月60時間を超える時間外労働に対する5割以上の割増賃金の支払い義務については、現在は中小企業への適用が猶予されていますが、中小企業の労働者の長時間労働を抑制し、その健康確保等を図る観点から、平成31年4月より猶予を解除し、中小企業にも適用することなども盛り込まれました。このほか、時間ではなく成果で評価される働き方として、特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の創設を提起。時間外・休日労働協定の締結や、時間外・休日・深夜の割増賃金の支払い義務などの適用を除外するとしています。

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
労使間トラブルの相談（急増中）
就業規則等の人事制度構築
各種助成金の紹介、書類作成、提出代行
個別年金相談（老齢・障害・遺族）
給与計算サービス（月次・賞与・年末調整）